

令和2年4月30日

保 護 者 様

小 野 市 教 育 委 員 会

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休校期間の延長について

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が発令され、県の要請を受け、市内のすべての学校を4月9日（木）から5月6日（水）までの間、臨時休校としております。

そのような中、県より5月31日（日）まで、県立学校の臨時休校期間を延長する旨の通知がありました。このため、市内の各学校においても5月31日（日）まで臨時休校期間を延長することといたしますので、自宅待機をお願いします。

しかし、お仕事等の事情でどうしても自宅で安全に自宅待機させることが困難な児童生徒については、引き続き、学校で受け入れます。

緊急事態宣言が解除されるなど、状況の変化がある場合には、改めて検討します。